

奈良県健康・医療ポータルサイト作成・管理運営業務仕様書

奈良県では、平成21年度から平成25年度にかけて奈良県健康・医療ポータルサイトの作成を実施する予定である。

本仕様書は、奈良県健康・医療ポータルサイト作成及び管理運営業務において、基本的な考え方等を示したものである。

従って、これらに明記していない事項でも、目的を達成するために効果的な取り組みであると認められるものは、委託料上限額の範囲内で追加提案することも可能である。

なお、この仕様書に記載された内容について、追加や改良の提案がある場合には、本仕様書との相違内容を明記したうえで、企画提案書を作成することとする。

1. 業務の内容

(1) 業務概要

個々の県民が最適のケアを選択する機会の確保と情報の提供を受けることができることを目的に、奈良県民一人ひとりのニーズに応じた健康・医療等に関する情報等を適切に提供するための機能を持つ、ポータルサイトの構築と運用

(2) 対象

本事業は、今年度は、システムの基本構造の構築と、下記の状況にある県民を対象とした情報提供を行う。なお、本システムは翌年度以降、コンテンツ追加時に円滑に稼働できるような機能をあらかじめ付加しておく。

[平成21年度]

① 大腸がん検診で異常を指摘された患者

[選定理由]

(A) 奈良県内で治療を受けた延べ患者数が最も多いため

(B) 検診のエビデンスが確立されており、治療や再発を発見するガイドラインが確立しているため

(C) 治療には多様性があり、医療機関によって治療選択に差があることから、情報提供の役割が大きいと考えられるため

② 糖尿病検診で異常を指摘された患者

[選定理由]

(A) 奈良県内で「糖尿病が強く疑われる者」は約101,000人、「糖尿病の可能性が否定できない者」は、約149,000人と推定(平成19年国民健康・栄養調査より)されているため

(B) 早期の治療開始によって合併症を防ぐことができ、個人の生活の質に加えて、医療経済的な効果が高いと考えられるため

③ 健康増進に関する情報を求める県民

[平成22年度以降]

- ①胃がん、肺がん、乳がん、肝がんの各検診で異常を指摘された患者
- ②胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん、肝がんの治療を受ける患者
- ③糖尿病の治療を受ける患者
- ④終末期ケア、緩和ケア、在宅ケアを受ける患者
- ⑤胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん、肝がんの再発を予防する患者

(3)平成21年度に実現すべき事項

- ①次の表の対象者がそれぞれに属性やニーズに応じて、必要な情報を容易に得ることができるための医学的・疫学的な検索システムの作成

対 象 者	主な提供情報
大腸がん検診異常者	・大腸がん検診で利用される各種検査に関する情報 ・大腸がんの精密検査に関する情報 ・精密検査を実施できる医療機関の情報 ・その他大腸がん検診に必要な情報
糖尿病検診異常者	・糖尿病検診で利用される各種検査に関する情報 ・すでに糖尿病を発症している場合に、合併症の発症有無の検査に関する情報 ・精密検査を実施できる医療機関の情報 ・その他糖尿病検診に必要な情報
県民	・健康増進に関連する一般的な情報

②各コンテンツの作成

コンテンツの内容は医学的・疫学的な内容とし、コンテンツの作成者を明記すること。

[コンテンツ例]

コンテンツ例	
各種検査に関する情報	
	検査の種類
	検査の正確性(感度・特異度)
	検査結果の解釈方法
	検査結果から考えられるリスク
	精密検査に関する費用
精密検査で診断が確定された場合	
	疾患の重症度に応じた予後
	治療の種類と入院期間、治療に要する費用

精密検査で「異常なし」となった場合	
	がんの予防
	定期検診の案内
医療機関情報	
	医療機関の特徴

③コンテンツの更新

- (A)コンテンツの追加、修正、更新、削除は、医学的・疫学的な見知で行い、受託者は、更新内容について奈良県に事前協議をすること
- (B)コンテンツの出典・更新日が明示できるようにすること
- (C)作業マニュアルを準備すること
- (D)軽微な画面変更等について、別途費用が発生しないこと

④コンテンツ用のデータ保存に関して

- (A)検索者本人が同じ属性を持つ人間が過去に検索した内容を閲覧できるよう検索履歴を記録する
- (B)将来的に医療機関の診療情報等が利用可能になった場合に、データ・検索機能を容易に追加できる構造(例:RDF)でデータを保管すること

⑤アクセシビリティ

- ・奈良県ホームページガイドライン(H17.10 第2版)に準拠し、アクセシビリティを確保するため、次の閲覧に対し配慮をすること。
 - * 低速通信回線での閲覧(ADSL 1.5M bps)
 - * 低解像度での閲覧
 - * OS、ブラウザ等の機種やバージョンが異なる場合の閲覧
 - * 色覚障害者の閲覧(コントラスト等への留意)
 - * 視力障害者の閲覧(文字を拡大しての閲覧)
 - * 肢体不自由者の閲覧(操作補助機器を使用しての閲覧)

⑥その他の補足事項

- (A)原則として、Windows XP以降、あるいはMac OS 10.4以降で動作するインターネットエクスプローラー6.0以上、ネットスケープ 7.1以上、Firefox 2.0以上、Google Chrome、Opera 9以上、Safari 1.0以上で支障なく利用できること。携帯電話あるいは携帯端末(例:iPhoneやBlackBerryなど)からのアクセスができるとなお望ましい。
- (B)表示画面はできるだけ横スクロールを発生させないようにすること。
- (C)利用者側で文字の大きさを変更できるよう、フォントの指定(書体・サイズ)は基本的に行わないこと。
- (D)快適に閲覧できるよう、背景と文字のコントラスト(対比)は十分確保すること。

- (E)各ページにはタイトルタグを使用し、内容を的確に表すタイトルを付けるとともに、検索エンジンへのヒットにも配慮すること。
- (F)すべてのページで、上位階層や前のページに移動できるようリンクを設定すること。
- (G)1ページは適切な長さにし、長くなるときはナビゲーション(ページ内リンクやページの先頭へ戻るリンク)を設定すること。
- (H)ページ階層はできるだけ浅くするとともに、各ページにパンくずリストを設定すること。
- (I)リンク先は原則として同じウィンドウに表示し、新たなウィンドウを開く場合は、外部サーバーへのリンク、Word、PDFデータなどのHTML以外のデータを表示する場合など、必要最小限とすること。
- (J)画像を使う際は、画像の内容を表した代替テキストを設定すること。
- (K)クリックブルマップ(イメージマップ)を使用する場合には、クリックブルマップ全体と各リンク部分に代替テキストを設定すること。
- (L)PDFファイル、Excelファイル、Wordファイルを掲載する場合には、HTML版を併せて掲載すること。
- (M)英数文字・記号は半角で統一すること。
- (N)タグにオプションを入力するときは必要最小限の入力とすること。
- (O)機種依存文字
 - ・○付き数字は使用しない。
 - ・単位記号は、 m^2 は $m²$ のように表示するなど適宜表現を工夫する。
 - ・上記のほか、機種に依存する文字には代替措置を講じる。
- (P)Flashを使用する場合には、Flashプレーヤーを持たない利用者にも同等の内容が伝わるよう、Flashを使用しなくとも閲覧できるページを提供すること。
- (Q)ブラウザ依存タグは使用しないこと。
- (R)HTMLの記述にあたっては、次の点を厳守すること。
 - ・HTML4.01を使用すること。
 - ・DOCTYPE宣言を記述すること。
 - ・文字コードはUTF-8を使用すること。

⑦サーバー・ハードウェア・システム

- ・受託者は本事業の機関に本システムの運用に必要なサーバ、ネットワーク、ソフトウェアを準備し、適切に運用する責務を負うこと。
- ◎推奨される構成
 - ・365日24時間稼働する安定したシステムを利用すること。フリーウェアを利用する場合は、県と協議すること。

(4)保守等について

- ①システムの保守に関して、保守統括責任者を正1名、副1名を定めること。一連の作業における県側との対応は、原則保守統括責任者が行うこと。
- ②システムに不具合が生じた時、必要な点検・整備・修理等は受託者が行うこととする。また、保守内容で発生する必要な機器や作業について、別途費用が発生しないこと。
- ③奈良県担当者からのメール、電話によるシステムに関する問い合わせについて対応できるヘルプデスク要員を1名確保すること。
- ④利用者からのメール、電話による当サイトが提供する情報に関する問い合わせについ

ては、責任を持って対応すること。

⑤上記③、④の対応時間は下記のとおりとする。

対応日 : 12月29日～1月3日を除く平日全て

対応時間 : 8:30～17:15

(5)その他の事項

①開発環境

(A)設計・開発等については、本件受託者において開発環境を準備すること

(B)本件業務を実施する上で必要となる機材については、本件受託者において準備することとし、その所要経費は契約金額に含まれるものとする。

(C)奈良県は、受託者に対し、本件業務の遂行にあたり必要となる資料等について、必要に応じ貸与する。

②瑕疵担保責任

(A)成果物の納品日から起算して1年以内に障害が発生した場合、本件受託者は速やかに原因究明に協力しなければならない。

(B)上記(A)により対応した受託者は、発生した事態の具体的内容、原因、対処措置等を内容とする報告書を作成の上、奈良県が指定する期日までに提出すること。

(C)上記(B)により究明した原因を修正するため、必要なプログラム、データ等を納入済みのコンテンツ、開発ドキュメント等へ適用するとともに、正常な稼働が確認できるまで必要な調整を行うこと。

③個人情報に関する取扱い

本件業務の履行及び作成された成果物における個人情報の取扱いについては、以下のとおり取り扱うものとする。

(A)本件業務で利用する個人情報については、その必要性を十分検討し、必要最小限にするとともに、個人の権利及び利益を侵害することのないよう配慮すること。

(B)本件業務で利用する個人情報については、当該個人情報を正確なものに保つよう努めなければならない。

(C)本件業務で利用する個人情報については、登録された個人情報について本人が確認する手段を講じるとともに、過誤等のあるときは、本人の請求に基づき削除または訂正ができるものとする。

(D)個人情報については、収集から廃棄に至るまで適切に取り扱うものとする。

(E)上記に定めるもの以外については、奈良県個人情報保護条例(平成12年3月30日条例第32号)に基づき取り扱うものとする。

④著作権の譲渡等

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

(A)本件受託者は、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第23条(公衆送信権等)、第26条の2(譲渡権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(二次的著作物の利用に関する原著

- 作者の権利)に規定する権利は受託者に留保される。また、成果物のうち、本件プログラムに含まれる受託者が既に所有するモジュール・ルーチン等に関する著作権は受託者に留保されるものとし、本件プログラム以外のプログラム作成に利用できるものとする。ただし、奈良県は、納入された成果物の複製物を著作権法47条の2の規定に基づき、複製・翻案することができる。
- (B)奈良県は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項第3号または第4号に該当しない場合においても、その使用のために、仕様書等で指定する物件を改変し、また任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- (C)納入された成果物を改変する場合については、受託者と奈良県の両者で事前に協議するものとする。

⑤その他の事項

(A)機密保護

本件受託者は、データの漏えい、紛失、盗難等を防止する措置をとらなければならない。

(B)再委託について

あらかじめ当該作業を完全に履行するために関与するすべての委託先(順次、再委託する場合は最終の委託先まで)を特定し、再委託の内容、そこに含まれる情報、その他再委託先に対する管理方法等を記載した書面を奈良県へ提出し、承諾を得ることとする。

なお、本件業務に伴う成果物については、物品等の製造いかに関わらず、本件受託者が最終責任を負うこととし、これが本件受託者と製造者との契約等によって担保されていること。

(C)仕様変更

本件受託者は、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ奈良県と協議のうえ、承認を得ること。

(D)業務分担

本委託業務について、奈良県側の作業と受託者側の作業を明確にすること。

(E)記載外事項

本仕様書に記載されていない事項については、奈良県の指示に従うこと。

(F)その他

本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、奈良県と協議すること。